

令和7年度 第1回高遠町公民館 公民館運営審議会 会議録

開催日	令和7年5月16日（金）			
開催時間	開会	午後3時56分	閉会	午後5時58分
開催場所	高遠町総合福祉センターやますそ 201会議室			
委員の出欠	肩書	委員氏名		出欠
	社会教育委員	田中 秀之		出
	社会教育委員	山岸 加代子		出
	女性団体	矢澤 清子		出
	高遠小学校校長	下島 弘子		出
	高遠東区区長	高田 豊		出
	藤沢地区育成会長	伊藤 正樹		出
	河南地区分館長	小松 浩明		出
公民館職員	公民館長	矢澤 淳	公民館主事	小松 由以
諮問事項	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ （館長）田の代播きも終わり、最初は弱々していた苗が緑を濃くし、山々の木も芽吹きのを時期を迎え、梅雨前が一番いい時期と思う。本日は、本年度第1回目の審議会にお集まりいただき感謝申し上げます。委員の皆様には今年1年大変お世話になる。本日もぜひ多くのご意見を出していただければと思う。</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 役員選出 立候補・推薦なく、事務局案を示す。異議なく、下記のとおり決定した。 会長 田中 秀之 副会長 山岸 加代子</p> <p>5 協議事項（1）公民館運営の基本的事項について （2）伊那市公民館運営協議会について （主事）資料に沿って説明 （会長）私たち公民館審議委員というのは公民館が法規に違反した場合指摘し、違反行為をした者は、法に則り処罰される。我々の任務は厳しいということを認識していただきたい。 （委員）公民館ではある特定の宗教を支持してはならないということであるが、地区の社務所が公民館を使用することは、その件に抵触するのか。 （会長）それは特定の宗教を支持しているという扱いにはならないので、問題はないかと思う。 （館長）私も同意見である。広く一般に開くというような立場であれば問題はないかと思う。条文にある「もっぱら」の範囲など、言い出すと非常に難しいところはあるが、この件については問題ないという解釈で良いかと思う。</p> <p style="text-align: center;">協議事項（3）令和7年度事業計画について （主事）資料に沿って説明</p>			

(館長) 高遠町は合併時、各地区の公民館活動が高く評価され、他地区の分館と区別して「地区分館」という扱いになっている。文化祭や運動会など、市の本館で行っているような行事も含め、活発に活動をしてもらっている。また、地区分館にも協力いただいて実施している町全体のスポーツ大会であるが、現在はチーム数も少なくなってきたので、時代のニーズに合うような形で運営していきたい。

(委員) 高遠町公民館だよりによると募集中の講座の締め切りが4月となっているが、該当の講座はすべて締め切りということか。

(主事) 刻字入門講座など、すでに始まっている講座については途中からの参加は難しいということにもなるが、原則として定員に達していないものについては、募集は継続している。

(委員) 高遠そば・そば打ち講座は、企画運営に携わっていた思い出深い講座。現在も続いているというのは嬉しい。

(委員) 特別展講座を受講しているが、創造館では収蔵庫など滅多に入れない場所も見学できて、貴重な機会となった。ケーブルテレビや新聞など、いろいろなところで講座の情報が広まってくると良いと思う。

(委員) 私は桜大学講座を受講しているが、いろいろな分野から講師を呼んで来られることに感心する。高齢化で受講者が少なくなっていると感じるのは残念に思う。受講者が増えると講師も嬉しいのではないかと思う。また、進徳館夏の学校では、子どもたちと一緒に参加し、楽しくいろいろ勉強させてもらっている。

(委員) 健康麻雀は市内の公民館も開催するところが増えてきているようだ。また、東春近公民館の音読教室は参加者が増えている講座の一つなので、参考にしてもらえれば。

(館長) 高遠町の健康麻雀教室は参加登録が25名程度となった。中には海外出身者の方もいる。初心者と中級以上の方、男女比も半々程度。多くの方にご参加いただいている。

(館長) 桜大学第4講座は「學則得の心を読む」という「高遠の学び」をテーマにしたものなので、教育会や校長会でも話題にしていただければありがたい。

協議事項 (4) 地区分館委託料について

(主事) 資料に沿って説明

協議事項 (5) その他

・事務連絡

6. 閉会

令和7年度 第1回 高遠町公民館運営審議会次第

日 時 5月16日(金) PM4:00～

場 所 高遠町総合福祉センターやますそ

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

会 長 :

副会長 :

5 協議事項

(1) 公民館運営の基本的事項について

(2) 伊那市公民館運営協議会について

(3) 令和7年度事業計画について

(4) 地区分館委託料について

(5) その他

6 閉 会

社会教育法 第五章 公民館（抜粋）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

禁止されている事項です

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例（抜粋）

平成18年3月31日

条例第178号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第3条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（公民館運営審議会）

第4条 法第29条の規定により、各公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条（開館時間）以下省略

別表第1（第2条関係）

名称	位置
伊那公民館	伊那市伊那部5052番地
富県公民館	伊那市富県6393番地1
美篤公民館	伊那市美篤4999番地1
手良公民館	伊那市手良沢岡862番地1
東春近公民館	伊那市東春近1826番地
西箕輪公民館	伊那市西箕輪4000番地8
西春近公民館	伊那市西春近5138番地1
高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠1644番地（※）
長谷公民館	伊那市長谷溝口1188番地1

（※）伊那市公民館条例の一部を改正する条例平成25年12月27日 条例第53号

伊那市公民館条例施行規則（抜粋）

平成18年3月31日

教育委員会規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、伊那市公民館条例（平成18年伊那市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第2条 条例第2条第2項の規定により、公民館に、別表第1のとおり分館を設置する。

（使用許可の申請）

第3条 公民館の使用許可を受けようとする者は、使用期日の3月前から7日前までの期間中に、公民館使用許可申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、当該期間によらないことができる。

（使用許可書の交付）

第4条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可をしたときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用を取り消そうとするときは、当該使用日前3日までに、公民館使用取消届出書（様式第3号）に公民館使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

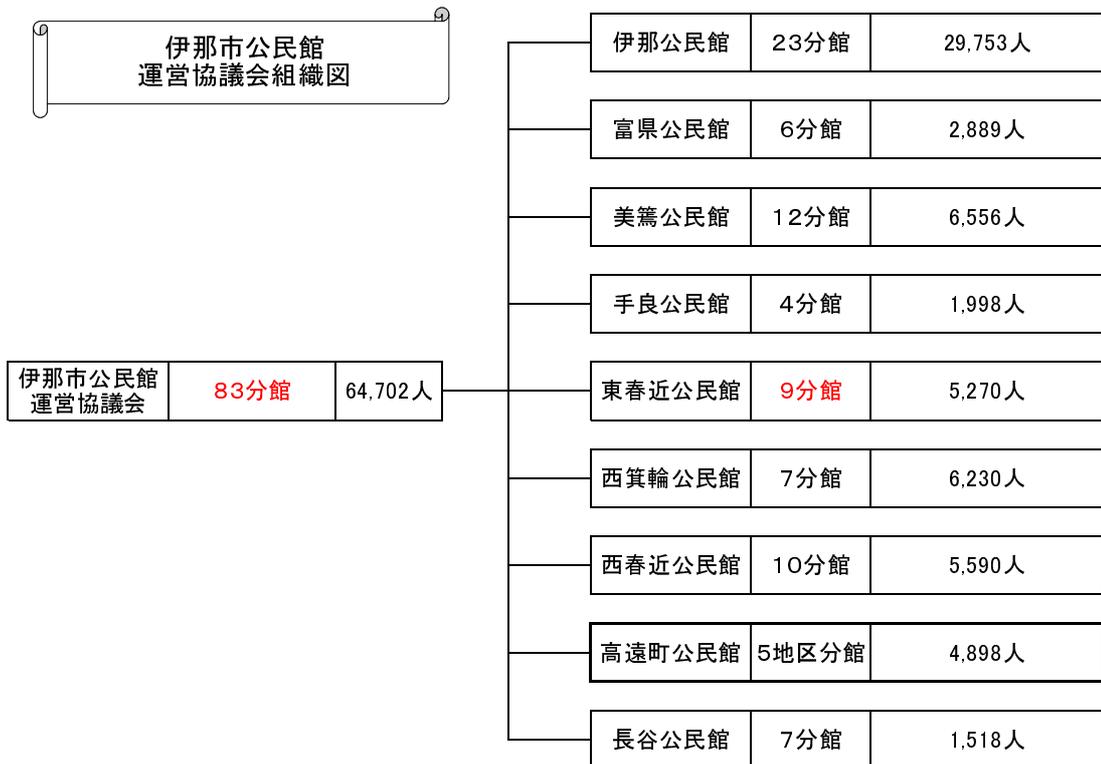
第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- （2） 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可なくして壁、柱等にはり紙をし、又はピン、釘打ち等をしないこと。
- （4） 許可を受けた設備器具又は備付け物品以外のものを使用しないこと。
- （5） 公民館の管理上、支障を来す行為をしないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項に従うこと。

以下省略。

別表第1（第2条関係）

本館の名称	分館を設置する区域	
	地区分館	その他の分館
1 伊那公民館		御園 山寺 坂下 荒井 西町 小沢 横山 平沢 大坊 ますみヶ丘 内の萱 中央 日影 境 上新田 下新田 狐島 野底 福島 上牧 若宮 美原 上の原
2 富県公民館		上新山 北新 桜井 貝沼 北福地 南福地
3 美篁公民館		芦沢 笠原 南割 横町 上大島 末広 上原 中県 下県 上川手 下川手 青島
4 手良公民館		中坪 野口 八ツ手 下手良
5 東春近公民館		車屋 中組 渡場 本裏原 (R6廃止) 中殿島 下殿島 田原 原新田 榛原 暁野
6 西箕輪公民館		上戸 羽広 大泉新田 中条 与地 吹上 大萱
7 西春近公民館		小屋敷 山本 小出一 小出島 小出三 沢渡 表木 諏訪形 赤木 下牧
8 高遠町公民館	高遠 長藤 三義 藤沢 河南	
9 長谷公民館		非持山 非持 溝口 黒河内 中尾 市野 瀬 杉島



高遠町公民館、地区分館職員

本館	職名	氏名	住所	備考
	館長	矢澤 淳	的場	
主事	小松 由以	原勝間		新
地区分館				
地区分館	職名	氏名	住所	備考
高遠	地区分館長	加藤 恵介	霜町	新
	主事	伊藤 正幸	多町	
長藤	地区分館長	伊東 基博	板山	新
	主事	細野 剛司	的場	
三義	地区分館長	原 一穂	原	新
	主事	高島 昌広	那木沢	
藤沢	地区分館長	北原 隆一	台殿	新
	主事	北原 敏樹	台殿	
河南	地区分館長	小松 浩明	小原上	新
	主事	北村 ユミ	滝沢	

高遠町公民館運営審議会

氏名	住所	職名	備考
田中 秀之	栗田	社会教育委員	
山岸 加代子	瀬戸	社会教育委員	
伊藤 正樹	荒町	藤沢地区育成会長	新
小松 浩明	小原上	河南地区分館長	新
下島 弘子		高遠小学校長	新
高田 豊	三番	高遠東区区長	新
矢澤 清子	的場	女性団体代表	新

生涯学習課

氏名	住所	職名	備考
池上 祐一	日影	高遠教育振興係長	

高遠町公民館(高遠町総合支所内)
 電話: 94-2557
 FAX: 96-7807
 E-mail: t-kmk@inacity.jp

令和7年度 高遠町公民館の運営について

1. 運営方針

高遠町の公民館活動は、地区ごとにある地区分館・支館が地域にしっかりと根をおろして活動をしており、それら各館が生活課題・地域課題の解決のために総力をあげて活動を展開している。

本館は、各館が行う活動を支援するとともに、各館で行うことが難しい高遠町地域の特色を生かした事業や地域全体の融和を図る事業を展開する。これを通じて、住民の自発的で自主的な活動を促進するとともに、生涯学習のまちづくりの要としてその推進に努める。

- (1) 生涯学習時代における公民館の運営について、学校、家庭、社会教育、行政各課、教育関係機関、あるいは各種団体と相互に連携を取り合いながら、統合した理念に立ち、効率的な運営を図る。
- (2) 広範な地域特性から分館・支館の地域活動を重視し、地域住民を主体とする円滑な運営と、内容の充実を図り、全公民館活動が高遠町の特色ある生涯学習まちづくりに寄与するよう、相互の連携に努め協力する。
- (3) 本館においては、人的、予算的な面などから地区分館では取り組みにくいもの、地域住民の生活の向上をもたらすもの、学習意欲や気風を高めるもの、全町単位の集団学習にふさわしい内容などを取り上げて実施する。
- (4) 情報提供機関としての公民館のあり方、その課題などについて検討し、対応を図る。
- (5) 地区分館長、主事など公民館職員の指導者研修を推進し、創意を生かした自主的な活動を促進する。

2. 会 議

- (1) 地区分館長・主事 合同会議（4月・11月・3月）
地区分館との連携・情報交換・受委託業務の調整のため開催する。
- (2) 公民館運営審議会（5月・2月）
本館事業について評価や要望をいただく機会として開催する。
- (3) その他
地区分館長会・主事会等必要に応じて適宜開催する。

3. 研修会・大会への参加

- (1) 上伊那公民館地区館・分館役職員研修会
開催日：5月17日（土） 午後1時30分から 伊那公民館

4. 施策及び事業計画の視点

- (1) 本 館
 - ①地域住民のニーズに対応した講座・教室の開講、学習の支援、各種スポーツ大会、人権学習、二十歳のつどいの開催、公民館活動の公募

②各課・関係機関・学校・国立少年自然の家・民間団体などとの連携

③分館との連携、分館活動の支援

・プロジェクター、スクリーン、AED、DVD プレーヤーの貸出

・資料印刷支援

支所の輪転機利用・・・(総務課対応) 原版1枚100円、1ページ1円(紙は持ち込み)でご利用いただけます。

支所のコピー機利用・・・1ページ10円でご利用いただけます。

・行政広報媒体の活用支援(エリアメール・広報いなしなど)

・講師派遣等の相談・助言

・市スポーツ施設の事前予約

・その他本館管理物の貸与

④既存のクラブ等への支援

・クラブの周知、メンバー募集事業

⑤情報の収集、整理

・館報の発行

(2) 地区分館

①地域の特性を生かした個性的な施策及び事業の企画、運営

②住民の仲間づくりや、親睦を深めていくことを目的とした事業

○スポーツ ○野外研修旅行 ○ハイキング

○人権学習 ○ボランティア活動 ○レクリエーション活動

③地域の生活課題、地域作りの課題に対する取り組み

○講座 ○教室 ○講演会

○環境問題 ○男女共同参画計画

④地域の歴史・文化に関わる課題に対する取り組み

○歴史 ○民話 ○民謡

○文化財など継承、保全活動・文化祭等

⑤団体、グループ活動の支援、育成

⑥本館、各課、教育機関、民間団体などとの連携

令和7年度地区分館事業委託料

地区分館名	平均割	人口割	計	人 口	R6年度	R5年度
	(円)	(80円/人) 千円未満切捨て	(円)	(人) R7年4月1日現在		
高 遠	338,000	132,000	470,000	1,658	475,000	445,000
長 藤	338,000	50,000	388,000	635	391,000	394,000
三 義	338,000	19,000	357,000	238	357,000	388,500
藤 沢	338,000	49,000	387,000	614	389,000	390,000
河 南	338,000	140,000	478,000	1,753	482,000	432,000
合計	1,690,000	390,000	2,080,000	4,898	2,094,000	2,049,500

- ・単年の支出額が委託料に満たない場合は、その差額を返金(精算)します。
- ・令和6年度より前期後期と分割せずに、一括で支出しています。

交流スポーツ大会

※地区分館経由で参加者募集

◆ソフトボール大会

日時：8月24日(日) 午前7時30分～
場所：高遠スポーツ公園総合グラウンド

◆桜カップソフトバレーボール大会 リーグ戦・全6回開催

日時：10月4日(土)～毎月1回 午後7時～
場所：高遠スポーツ公園文化体育館

◆卓球大会

日時：令和8年2月22日(日) 午前8時30分～
場所：高遠スポーツ公園文化体育館

進徳館の日 記念少年剣道大会

日時：5月24日(土) 午前8時30分～
場所：高遠スポーツ公園文化体育館
対象：小中学生の剣道部
剣道クラブの方



進徳館 夏の学校

夏休み中の小学生が対象。高遠藩校だった進徳館を会場に、進徳館で武士の子供も行ったという「論語の素読」のほか、体験活動や演劇鑑賞などを通じて学びを深めます。高遠ならではの思い出を作りましょう。

日程：7月25日～30日の平日午前
※詳細は6月末に学校を通じてお知らせします。



高遠そば そば打ち講座

毎年恒例!

全5回開催

年越しそばを自分で打とう! 試食会あり。
リピーターも歓迎です。参加者募集は10月の
回覧チラシにておこないます。
※申込者多数の場合は抽選になります。

日程：12月～1月の水曜日午前
場所：高遠閣(高遠城址公園内)



伊那市高遠町公民館 令和7年4月号

高遠町公民館だより

本年度の講座やスポーツ大会をご案内します。講座をきっかけに、学び・繋がり・支えあって、ゆたかで健康な生活を送りましょう。

書：泉石心



第47回高遠町桜大学講座

入場無料

第1講座 4月29日(火・祝) 午後1時30分～

講師 福島県立博物館副館長 高橋 充氏
テーマ 信州高遠と奥州会津
-武田・蘆名から保科正之まで-

第2講座 6月21日(土) 午後1時30分～

講師 映画監督 池谷 薫氏
テーマ 映画「先祖になる」上映会&トーク

第3講座 9月20日(土) 午後1時30分～

講師 信州大学名誉教授 井上 直人氏
テーマ 武田忍者兵糧丸とそばの関係とは?

第4講座 11月29日(土) 午後1時30分～

講師 論語塾 講師 安岡 定子氏
テーマ 論語を通して学ぶ喜びを知る
-學則得の心を読む-

第一線で活躍・研究している方を講師に招き、直接お話を聞くことを通じて学ぶ講演会です。生きる力や潤いを得て視野を広げる機会にしましょう。詳細は別途回覧するチラシをご確認ください。会場はいつでも高遠町総合福祉センターやますそ。受講の申込みは不要です。



論語塾講師 安岡 定子 氏

ふれあいスポーツ教室

笑顔でふれあう 軽スポーツ教室



伊那市内小中学校の生徒を対象にした講座です。伊那市スポーツ推進委員が講師をつとめます。
詳細は学校を通じてお知らせします。

令和7年度高遠町の各地区分館役員

高遠地区分館	新・地区分館長 加藤 恵介	主事 伊藤 正幸
長藤地区分館	新・地区分館長 伊東 基博	主事 細野 剛司
三義地区分館	新・地区分館長 原 一穂	主事 高島 昌広
藤沢地区分館	新・地区分館長 北原 隆一	主事 北原 敏樹
河南地区分館	新・地区分館長 小松 浩明	主事 北村 ユミ

令和8年高遠町地区 二十歳のつどい

新しく二十歳を迎えた成人の門出を地域で祝います。

日時：令和8年1月2日(金) 午前10時～
場所：高遠町総合福祉センターやますそ
対象：平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの高遠中学校卒業生または高遠地区在住者。
※対象者には別途案内を送付します。

参加者募集中の講座など 1～11は参加募集中です ※4/25(金)〆切

NEW

今さら聞けない!

スマホを使うなら 全4回開催 「知っておきたい情報」講座

スマホの基本的な操作から、すぐに使える情報まで、スマホを使うなら知っておきたい内容を全4回の講座で学びます。参加者募集は11月ごろに回覧チラシにておこないます。また、詳しい日程についても同チラシでお知らせします。

日程：令和8年2月ごろ(予定)
会場：高遠町総合福祉センターやますそ
受講料：無料
定員：15名

NEW 1. プランターで作る家庭菜園 全4回開催

ベランダや玄関先など、場所を選ばずに野菜を育てられるプランター栽培。今回は4種類の野菜の植え付けに挑戦します! 作業はすべて屋内でおこないます。

日程：5月25日(日)、6月29日(日)
7月13日(日)、8月31日(日)
時間：午後1時～2時30分
会場：高遠町総合福祉センターやますそ
講師：矢島 修氏(矢島園芸)
受講料：500円+材料費4,000円(4講座分)
定員：15名



豊かな自然に囲まれ、文化と歴史の香りが漂う高遠町がさらに元気になるよう公民館活動を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。高遠町公民館長 矢澤 淳 主事 小松 由以

2. 高遠おいさんずクラブ

初回日程：6月6日(金) 午後2時～
受講料：500円+材料費等

男性対象のなんでも講座。6月から毎月1回、視察研修や料理、運動などで仲間との交流を深めましょう。内容は初回に参加者で話し合っ

3. 高遠町健康麻雀教室

日程：毎月第3水曜日午後を基本に開講予定
※初回6月18日(水) 午後1時30分～4時ごろ

会場：総合福祉センターやますそ4階
受講料：1,000円(教材費込)
定員：20名

吸わない・賭けない・飲まない健康麻雀で健康的な交流をしませんか。初心者や女性でも安心。対局が中心です。他地区との交流戦もあるかも？



4. 刻字入門講座

日程：5月9、16、30日 いずれも金曜日
午後6時～8時

会場：高遠町総合福祉センターやますそ
講師：石川博(三峰)氏
森一義(一径)氏
受講料：500円+材料費1,500円
定員：10名

木板上に文字などのデザインを描いて彫刻刀やノミで削ります。表札や好きな言葉を彫った作品を、全3回の講座で仕上げます。



5. コーヒー道へようこそ

日程：5月24、31、6月7日 いずれも土曜日
午後6時～7時30分

会場：高遠町総合福祉センターやますそ
講師：伊藤まゆみ氏(風雲 Coffeeroastery & Books)
受講料：500円+材料費2,500円
定員：10名

3回連続講座。コーヒーの「豆」知識や淹れ方のコツを学びながら、味の違いを楽しみましょう。



6. 高遠石工の石仏を巡る講座

日程：① 9月10日(水)、② 9月17日(水)
③ 10月1日(水)、④ 10月8日(水)
※①、③は座学 ②、④は現地見学

時間：①、③… 午前10時～正午
②、④… 午前9時～午後3時

講師：熊谷友幸氏
(一般社団法人高遠石工研究センター事務局長)

受講料：500円+実費(昼食代等)
定員：22名

4回連続講座。今年は安曇野と諏訪地域の石仏を巡ります。歴史背景から石仏の表情まで、高遠石工を中心に据えて学びます！



7. 美術館・歴史博物館・創造館 特別展講座

受講料：500円 / 定員：22名

- 第1講座 5月21日(水) 午前10時～「昭和のホーロー看板展」会場：伊那市創造館
- 第2講座 6月11日(水) 午前10時～「高遠石工守屋貞治の美意識」会場：高遠町歴史博物館
- 第3講座 9月24日(水) 午前中「若手アーティスト展(仮称)」会場：信州高遠美術館
- 第4講座 10月15日(水) 午前10時～「戦後80年戦争関連企画展(仮称)」会場：伊那市創造館
- 第5講座 11月19日(水) 午前10時～「戦後80年展(仮称)」会場：信州高遠美術館
- 第6講座 12月3日(水) 午前10時～「戦後80年記念展(仮称)」会場：高遠町歴史博物館

伊那市文化施設3館の特別企画展を、学芸員さん等の解説付きで鑑賞します。



8. 名勝・名所を訪ねる講座

第1講座 9月7日(日) 午前8時30分～午後4時
見学地：北八ヶ岳ロープウェイ・カゴメ野菜生活ファーム富士見の見学・蓼科高原美術館

第2講座 10月19日(日) 午前8時30分～午後4時
見学地：飯田市美術博物館・満蒙開拓平和記念館・そらさんぼ天竜峡

受講料：500円+実費(入館料・昼食代等)
定員：22名



バスハイクであちこちの名勝・名所を訪ねます。専門家にガイドしてもらうなど、見聞を広めます。

9. 高遠の山に登ろう

日程：7月12日(土) 午前7時30分～午後3時ごろ
講師：北原滋夫氏(ジオパークガイド)
参加料：200円+実費
定員：22名

南アルプス林道バスを利用して、こもれび山荘付近のフィールドワークを行います。



ステンドグラス風キラキラアート シャインカービングに挑戦!

日程：令和8年3月3日(火)、10日(火)
時間：午後1時～3時
講師：北原美香氏
受講料：500円+材料費1,500円
定員：10名

2回連続講座。5cm角サイズの専用シートを彫刻刀で削って、ステンドグラスのような雰囲気の素敵な小作品を作ります! 参加者募集は12月ごろに回覧チラシにておこないます。



10. マレットゴルフ大会

日時：6月1日(日) 午前9時～
場所：花の丘マレットゴルフ場
参加料：200円

11. パターゴルフ大会

日時：6月7日(土) 午前9時～
場所：高遠グリーンパーク
参加料：200円



正之公カップ 高遠町ゴルフ大会



日程：10月11日(土)
時間：午前8時開会式、8時30分プレー開始
場所：中央道晴ヶ峰カントリークラブ
定員：80名



昨年に続いて2回目の開催です! 高遠ゆかりの皆さんによるゴルフ大会です。詳細は7月ごろ回覧するチラシによりご確認ください。



未就園児が対象。親子で集まって「泣いたり笑ったり」にぎやかに交流します。今年度は長谷公民館「くじらくらぶ」との合同講座です!

初回日程：6月上旬予定

※受講対象の皆さんへ随時
チラシを送ります。



お申込み・お問い合わせ
高遠町公民館(高遠教育振興係内)
〒396-0211
長野県伊那市高遠町西高遠1644
高遠町総合福祉センターやますそ内
※高遠町公民館は令和7年4月1日から上記所在地に移転します。

▼お電話でお申し込みください▼
0265-94-2557 4月25日(金) 申込み必切

※1~11の講座のみ受付中です
■定員のあるものは先着順。定員未達の場合は原則随時受付します。
■講座によって、参加料・受講料(初回のみ)のほか材料費等がかかります。
■申し込み受付後、開催通知を送付します。
■講師の都合等により日程が変わる場合があります。
■公民館報等掲載用に写真を撮影させていただきますのでご承知おきください。